**平成２３年（再イ）第４９号**
三重県桑名市大字北別所1599番地１　ウォーターバレータウンＢ―２Ｂ号
再生債務者　保志　洋輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日　津地方裁判所四日市支部

**平成２３年（再イ）第３４号**
徳島県板野郡板野町大寺字亀山西28番地
再生債務者　佐野百合子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日　　徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（再イ）第１５９号**
千葉県我孫子市中里新田60番地の２
再生債務者　加藤　隆規
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（再イ）第１４０８号**
千葉県市川市本行徳17―20
再生債務者　田村　直史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再イ）第３２８号**
名古屋市名東区亀の井２丁目107番地の１
ハセガワ一社マンション302号
再生債務者　北山　　靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（再イ）第１００号**
愛知県西尾市平坂町梨子山６番地３
再生債務者　松永ヤスオこと　マツナガ　ロベルト　ヤスオ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２３年（再イ）第１０１号**
愛知県みよし市三好丘５丁目１番地11　野村三好ヶ丘ヒルズ壱番館304号
再生債務者　藤森　正意
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２４年（再イ）第３０号**
大阪府枚方市牧野下島町15番20号
再生債務者　中嶋　　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第３４７号**
愛知県春日井市廻間町401番地３
再生債務者　上杉　裕史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（再イ）第９９４号**
大阪府寝屋川市国松町41番34号
再生債務者　梶　　真史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第１０号**
山形県東田川郡庄内町榎木字小金台39番地
再生債務者　渡部　昌樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日　山形地方裁判所酒田支部

**平成２４年（再イ）第２号**
茨城県牛久市久野町1425番地１
再生債務者　吉田　清一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**平成２３年（再イ）第６３号**
相模原市南区上鶴間本町９丁目27番18号
再生債務者　石坂　広樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（再イ）第５１号**
堺市堺区海山町１丁２番地14、開始決定時の住所金沢市古府町南297番地　ＧＲＡＺＩＥ・203号
再生債務者　鈴木　弘樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日　　金沢地方裁判所

**平成２３年（再イ）第１３２号**
兵庫県西宮市今津上野町４番21号
再生債務者　大原　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第３号**

宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年８月５日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年５月１日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　縦覧開始の日　平成24年５月31日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　栃木県宇都宮市野高谷町1004番地
独立行政法人都市再生機構
栃木開発事務所
宇都宮テクノポリスセンター地区
現場管理事務所